

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第36号

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立学校施設使用条例（昭和28年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき、鈴鹿市立学校の学校施設（学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）第2条第2項の学校施設をいい、当該学校施設に係る設備及び備品を含む。）（以下「学校施設」という。）の目的外使用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(対象施設)</u></p> <p><u>第2条 この条例において目的外使用的対象となる学校施設は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 屋外運動場</u></p> <p><u>(2) 屋内運動場</u></p> <p><u>(3) 武道場</u></p>	<p><u>鈴鹿市立学校施設使用条例</u></p> <p><u>第1条 鈴鹿市立学校施設の使用については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p><u>第2条 この条例において学校施設とは、学校（幼稚園を含む。）の建物・土地及び備品をいう。</u></p>

<p>(4) <u>会議室</u></p> <p>(5) <u>特別教室</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める学校施設</u></p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第3条 <u>学校施設を使用しようとするものは、別に定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の許可に学校施設の管理上必要な条件を付することができる。（許可の基準）</u></p> <p>第4条 <u>学校施設を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>社会教育の普及振興を図る団体</u></p> <p>(2) <u>スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図る団体</u></p> <p>(3) <u>自治会、地域づくり協議会その他の地域的な市民活動を行う団体</u></p> <p>(4) <u>国及び他の地方公共団体</u></p> <p>(5) <u>公益上特に必要と認める団体</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育上又は管理上支障を来すおそれがあるとき。</u></p>	<p>第3条 <u>前条の施設を使用しようとする者は、別に定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>第4条</p> <p>次の各号の<u>二</u>に該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育上又は管理上支障を来すおそれのあるとき。</u></p>
--	--

(3) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。

(5) 営利を目的とする使用であるとき。

(6) 備品を当該学校以外の場所で使用しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用時間)

第5条 学校施設の使用時間は、午後4時から午後9時まで（学校が休業する日にあっては、午前7時から午後9時まで）とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(使用料)

第6条 第3条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認める場合は、規則の定めるところにより使用料を免除することができる。

3 使用者は、第1項の使用料のほか、学校施設の使用上特に必要とする費用の実費を負担しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合

(3) 私人又は個人の行為であることの濃厚と認められるとき。

(4) 施設を損傷するおそれのあるとき。

(5) 入場料（会員券によるものを含む。）をとるもの。ただし、公益を目的とするものはこの限りでない。

(6) 備品を校地以外の場所で使用しようとする場合

第5条

電話・電燈を使用したときは、その実費を使用者が負担しなければならない。

は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めたときは、学校施設の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の理由により、学校施設の使用ができなくなったとき。

(5) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の管理上支障を来すおそれがあるとき

。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき、又は第8条の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者が使用が終つたときは、係職員の指示を受けて、火気の始末を確め、室の内外を清掃し、器具を整理しなければならない。

第11条 使用者は、学校施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間につき）
屋内運動場又は武道場	全面を使用する場合
	半面を使用する場合
会議室又は特別教室	1室

備考

- 1 屋外運動場の使用に係る使用料は、無料とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。

第7条 使用により建物又は備品を滅失損傷したときは、使用者は自己の所為如何にかかわらずこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第8条 使用許可のあつた後でも使用者が申請事項を履行しないとき又は教育委員会が必要と認めたときは、その許可を取り消すことができる。

第9条 この条例に規定するほか、必要な細則は、別に定める。

3 使用時間に1時間に満たない時間が
ある場合は、これを1時間とみなして
計算する。

4 屋内運動場の冷暖房設備を使用した
場合の使用料は、使用した時間に700
円（冷暖房設備の半分の台数の使用が
可能な場合において、当該冷暖房設備
の半分の台数を使用したときにおける
は、350円）を乗じて得た額をこの表
により計算した額に加算した額とする
。この場合において、1時間に満たな
い時間がある場合は、これを1時間と
みなして計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日
から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例（以下「新
条例」という。）第3条の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の
行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる
。

(経過措置)

3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の学校施設の使用について適用し、同
日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。